

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS industry insights

投資企業に関する IASB の提案への金融サービス業界の反応

本 ED のコメント期間は 2012 年 1 月に終了しており、IASB は、関係者からのコメントについての議論をまもなく開始する予定である。

2011 年 8 月、国際会計基準審議会 (IASB) は、公開草案 ED/2011/4「投資企業 (Investment Entities)」(以下、「本 ED」) を公表した。本 ED は、一定の規準を満たす「投資企業」が支配している投資を、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の連結の要求を適用せず、純損益を通じて公正価値で会計処理することを提案している。本 ED のコメント期間は 2012 年 1 月に終了しており、IASB は、関係者からのコメントについての議論をまもなく開始する予定である。本資料は、IASB の提案のいくつかの主要分野について、金融サービス業界のさまざまな関係者の意見を要約し、IASB が再審議のなかで重点的に取り組む可能性のある分野を示している。

本 ED は、ある企業が投資企業とみなされるには、以下のすべての規準を満たさなければならないとしている。

- 企業の唯一の実質的な活動が、資本増価、投資収益、またはその双方のために、複数の投資を行うことである。
- 企業が、その企業への投資者に対し、自らの目的は資本増価、投資収益、またはその双方を稼得するために投資を行うことであるという明示的な確約をしている。
- 企業に対する所有が、株式またはパートナーシップ持分のような、純資産に対する比例的な割合が帰属する投資の単位により表されている。
- 企業への投資者が専門的な投資管理による便益を受けられるように、投資者の資金がプールされている。企業に、親会社に関連しない、総計で当該企業に対する重要な所有持分を有する投資者がいる。
- 企業の投資のほとんどすべてが、公正価値に基づき管理および業績評価が行われている。
- 企業が、投資活動に関する財務情報を投資者に提供している。企業は法的主体である場合もあるが、そうである必要はない。

本 ED の提案では、投資企業が自身の投資活動に関連したサービスを提供したり、そうしたサービスを提供する企業を支配することは可能である。しかし、ある企業が他の企業の投資活動に関連した「重要な」サービスを提供している場合、その企業は投資企業とはみなされない。

また、本 ED は、「投資企業を連結する親会社」が投資企業ではない場合、公正価値の例外を維持しないことを提案している。「投資企業の親会社」が投資企業ではない場合、この親会社は、投資企業を通じて支配している企業を含め、支配しているすべての企業を連結する。

本提案は、全体的な開示目的とその適用指針を含んでいる。これに加え、本 ED は支配している投資先に関する情報の開示を要求することも提案している。さらに、本 ED は将来に向かっての適用を提案している。

財務報告の基礎としての公正価値

支配している投資に対し、連結会計を適用するのではなく純損益を通じて公正価値で会計処理することにより、投資者や財務諸表の利用者の意思決定にとってより有用な情報を提供することになるという点については、金融サービス業界のほぼすべてのコメント提出者が賛成していた。

支配している投資に対し、連結会計を適用するのではなく純損益を通じて公正価値で会計処理することにより、投資者や財務諸表の利用者の意思決定にとってより有用な情報を提供することになるという点については、金融サービス業界のほぼすべてのコメント提出者が賛成した。コメント提出者は、投資企業への投資者はその純資産の公正価値への比例的持分に対して権利を有しているため、こうした投資者は投資企業の純資産価値、またはその他の類似の測定属性に着目していることを指摘した。これらのコメント提出者は、また、支配している投資を公正価値測定することにより、支配していない投資（現行では公正価値で計上されている）との比較可能性を高めることができること、現行では比較可能性が欠けているために企業の財務業績が歪められていることについても指摘した。連結財務諸表を提供することは財務諸表利用者にとって目的適的な情報をほとんどもたらさず、作成者にとってコストがかかり負担が大きいと主張するコメント提出者もいた。

しかしながら、公正価値が測定基礎となるべき投資企業を識別する最善の方法については、金融サービス産業のコメント提出者の意見は分かれた。傾向として、伝統的なアセット・マネジャーは、IASB の提案にあるような一定の規準を満たすことを求めるアプローチを支持しつつも、提案されているいくつかの規準については特定の懸念を表明した。これに対し、同業者団体および多角化した金融機関の場合は、IASB の提案するアプローチを支持する意見、より原則主義的なアプローチを使用する意見、そして企業の投資活動に着目する意見にほぼ均等に分かれた。

連結の例外は、IFRS 第 9 号「金融商品」で使用された、経営者の意図および企業の事業モデルに基づくべきであるとする金融サービス業界のコメント提出者がいた。ある投資を保有する目的が戦略目的ではなく、資本増価、投資収益、またはその双方であり、そしてその投資が公正価値ベースで管理されているのであれば、その投資を保有している企業の性質がどうであれ、その投資を公正価値測定することが適切であるとするコメント提出者もいた。1 件のコメントは現行の日本基準に言及した。現行の日本基準には「ベンチャー・キャピタル条項」があり、一定の規準を満たす投資先会社を連結しないことを容認している。この他、支配している持分を連結せずに公正価値で計上することを選択肢として認めるべきとするコメントもあった。すべての投資について適用される取消不能の選択を設けるように提言したコメント提出者、より大きいグループの一員である投資企業は投資を公正価値で計上するが、戦略投資を保有している他のセグメントは連結会計を適用できるように、投資ごとの選択を提言したコメント提出者もいた。

投資企業の規準

すでにみたように、金融サービス業界のコメント提出者はIASBが提案している投資企業の規準についていろいろな意見を持っていた。規準の提案に共通して懸念が表明された分野は、複数の投資を行わなくてはならないとする要求事項、「資金のプール」の要求事項、「単位所有」の要求事項、公正価値に基づく管理の要求事項などであった。

投資企業は複数の投資を行わなくてはならないとする提案については、単一の投資を行うために別個の企業を設立する場合があるという懸念が挙げられた。何名かのコメント提出者は、単一の投資だけしか保有していないことにより、その投資を保有する目的が資本増価、投資収益、またはその双方であるという状況が変わってしまう理由が理解できないと主張した。

多くのコメント提出者は、「資金のプール」の要求事項に懸念を表明した。これらのコメント提出者は、投資企業は単一の投資者のために設立される場合もある点を強調した(例えば、年金スキームや政府系ファンド)。また、外部の投資者が存在する他の法人とともに投資を行っている投資ファンドであっても、その投資ファンドへの投資者は全員投資企業の従業員であって外部の投資者が存在しないという場合があるということに言及するコメントもいくつかあった。さらに、また、第三者である投資者が保有すべき「重要な所有持分」とは何か不明瞭であるとするコメントもあった。複数の投資の保有についてのコメントと同様、何名かのコメント提出者は、企業の投資目的は、その企業への投資者が単一であるか複数であるかによって変わることはなく、その目的は資本増価、投資収益、またはその双方であり続けるということを指摘した。

「単位所有」の要求事項についての懸念または疑問は、債務担保証券(CDO)や他の類似の投資ストラクチャーが投資企業として適格となるかという点を中心としていた。CDOは真に「資本」性金融商品ではなく、むしろ残余キャッシュ・フローを受け取る劣後負債性金融商品である。他の投資ストラクチャーではIAS第32号では負債に分類される「資本」持分がある場合がある(例えば、存続期間が有限のファンドの償還が義務付けられている株式)。コメント提出者は、こうしたストラクチャーが単位所有の規準を満たすかどうかについて疑問を提示した。

公正価値に基づく管理の要求事項については、懸念される点の中心は、企業が負債性金融商品を保有し、これを満期まで保有することにより利回りを得ることを投資目的としており、したがって公正価値ではなく償却原価に基づき管理している場合についてであった。この特定の論点についての懸念は、事業目的規準をめぐっても提起されていた。なぜなら多くのコメント提出者は、期間が固定された商品を満期まで保有することが出口戦略として受け入れられるかどうかについて明確ではないと考えていたからである。

同業者団体、アセット・マネジャーおよび多角化した金融機関は、投資企業の規準があまりにも狭いため、現在は投資企業であるとみられている企業であっても、提案されている要求事項の下では投資企業の定義を満たさない場合があることに懸念を表明した。また、多角化した金融機関の中の企業への規準の適用についても懸念が表明された。というのも、他の事業活動があることにより「投資企業」部署またはセグメントが公正価値会計を適用できないことになるからである。

あるコメント提出者は、多角化したグループに複数の事業モデルがあり、戦略目的で支配されている一定の投資には連結会計を適用する一方で、資本増価

または投資収益目的で支配されている他の投資には公正価値会計を適用するように、IFRS 第 9 号に類似した事業モデル・アプローチを提案した。

アセット・マネジャーからの 2 件のコメントでは、「投資の性質」規準と「事業目的」規準を要求事項として使用しつつ、これに加え、全体的な質的評価に際して他の規準を補助的考慮事項とする類似のアプローチが提案された。同様に、あるアセット・マネジャーは、規準は「チェックリスト」的なアプローチではなく原則主義による質的アプローチによるべきであると IASB に求めるとともに、さまざまな要素を特定の事実と状況に基づいてウエイト付けを認めている IFRS 第 10 号に含まれている本人／代理人のガイダンスの類推を提案した。

投資企業のその他の活動

投資企業が、自らの投資関連活動以外に投資関連サービスを提供することができるかどうかの論点について言及したコメント提出者は、全体として、投資企業の指定を喪失することなしに、投資企業が自らの投資活動の一部として投資関連サービスを提供することが可能であるべきことに賛成した。また、多くのコメント提出者は、投資企業が支配している企業が投資関連サービスを提供している場合、この投資企業がこの支配している企業を連結すべきということも支持した。というのも、こうした企業は投資目的というよりも戦略目的で保有されているからである。意見が分かれ始めたのは、他の企業の投資活動のために投資関連サービスを提供している場合についての論点である。IASB の提案に賛成する 2~3 件のコメントがあった一方、何件かのコメントでは、他の当事者の投資活動を支援する投資関連サービスを提供したからといって、企業が投資企業であるかどうかには何の影響ももたらさないことが示された。また、2~3 のコメント提出者は、投資企業の規準は事業モデルおよび投資活動に基づくべきであり、企業の性質に基づくべきではないとする見解を改めて表明した。

投資企業ではない親会社の会計

投資企業の公正価値会計は、その親会社の会計においても維持すべきとの点については、圧倒的なコンセンサスがあった。

「投資企業の親会社」が投資企業ではない場合に、支配している投資先をどのように会計処理するかに関する IASB の提案については、金融サービス業界のコメント提出者はほとんどすべて強く反対した。投資企業の公正価値会計は、その親会社の会計においても維持すべきとの点については、圧倒的なコンセンサスがあった。多くのコメント提出者は、IASB が公正価値情報は投資企業への投資者にとって意思決定により有用な情報を提供すると主張しながら、グループへの投資者にとってはそうではないと主張するのは一貫していないと感じていた。コメント提出者は、また、投資企業がその関連会社および共同支配企業ならびに他の支配していない企業への投資に対して適用している公正価値会計を、「投資企業の親会社」が維持するとする提案には不整合があると指摘した。本 ED の結論の根拠は「両審議会は、ほとんどの場合、投資企業は「投資企業である親会社」を持つと予想した」と述べている。何名かのコメント提出者はこの記述に異をとらえ、アセット・マネジャーおよび多角化した金融機関の双方とも、その連結グループに投資企業子会社をしばしば含んでいると述べた。

何名かのコメント提出者は、IASB が潜在的な濫用および操作の機会を懸念しているということに理解を示した。しかしながら、多くのコメント提出者は、投資企業の規準を適切に設定すれば IASB の懸念は解消されると感じていた。企業の事業モデルに着目した原則主義の規準なら操作の可能性は制限できるが、企業の性質に基づいたルール主義の規準は操作の機会にさらされやすいとするコメント提出者もあった。さらに、財務諸表に確固とした開示を行うことにより、濫用の可能性は軽減され得ると提言するコメント提出者もいた。

多くのコメント提出者が、米国財務会計基準審議会 (FASB) は投資企業について類似の提案を公表したが、その提案では公正価値会計を親会社レベルでも維持することを認めている点を指摘した。これらのコメント提出者は、この分野におけるコンバージェンスが重要であると強調し、IASB に対し、親会社の会計に関する FASB の提案を考慮するよう要請した。また、何件かのコメントにおいて、現行 US GAAP は、濫用の原因とはなっていない連結投資会社の公正価値会計を、親会社が維持することを要求していると指摘された。

関連会社および共同支配企業への影響

本 ED は、IAS 第 28 号「関連会社および共同支配企業に対する投資」を改訂し、投資企業に対しその関連会社および共同支配企業に対する投資を純損益を通じて公正価値で測定することを求める提案をしている。この改訂の一環として、IAS 第 28 号は「ベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラストおよび類似の企業」に言及している現在のガイダンスを「投資企業」に置き換えることになる。この改訂の結果、現在は投資に対し公正価値会計を選択している企業であっても、投資企業の定義を満たさないために、公正価値会計に適格でなくなる場合がある。

ほとんどの金融サービス業界のコメント提出者は、この提案に反対であった。なぜなら、公正価値会計を現在適用している一定の企業に影響が及ぶからである。IAS 第 28 号の公正価値会計を選択しているが、投資企業の規準に適切ではない可能性がある企業の例としては、ベンチャー・キャピタル企業およびさまざまな保険関連の企業があげられる。コメント提出者は、このタイプの企業にとって公正価値情報が意思決定により有用な情報を提供するとの見解を改めて述べ、関係者からしばしば批判されている持分法会計の適用対象を IASB が拡張しようとする理由に疑問を呈した。多くのコメント提出者は、IASB の ED に含まれている代替案、すなわち投資企業に対しては、その関連会社および共同支配企業を公正価値で会計処理することを強制するが、IAS 第 28 号で公正価値会計を行うことを現在認められているその他の企業に対しては、選択を継続して認める案を支持した。

開示

多くのコメント提出者は、開示目的を含めて、投資企業に対し特定の詳細な開示を要求していないことを提案している本 ED に賛成した。しかしながら、2~3 のコメント提出者は、本 ED に含まれている開示の例の詳細さに懸念を表明した。投資企業としての開示に加え、IFRS 第 7 号「金融商品:開示」、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」および IFRS 第 13 号「公正価値測定」での開示をも要求される点に懸念を表明するコメント提出者もいた。同業者団体からの 1 件のコメントでは、競争上の弊害があるため、支配している投資先について特定の情報の開示を求める提案に対し懸念が表明された。しかし、あるアセット・マネジャーは US GAAP で要求される投資の一覧表から類推して、支配しているかどうかに関わらず、すべての投資先についてこの情報を提供することを提言した。

経過措置

将来に向かって適用する IASB の提案についての見解は分かれた。ほとんどのコメント提出者は、簡潔であるという理由により、将来に向かっての適用を全体として支持した。しかしながら、多くのコメント提出者は、IASB に対し、企業が選択するのであれば遡及適用も認めるよう求めた。これらのコメント提出者

多くのコメント提出者は、開示目的も含めて、投資企業に対し特定の詳細な開示を要求していないことを提案している本 ED に賛成した。

は、過去の公正価値情報は容易に利用可能であり、遡及適用は過度の負担にはならないと考えている。また、本 ED は IFRS 第 10 号の改訂とみられるにも関わらず、経過措置のアプローチが IFRS 第 10 号(修正された遡及適用)と本 ED(将来に向かって適用)とで異なっている点に懸念を表明したコメント提出者もいた。

次のステップ

IASB は関係者との円卓会議を主催する予定であり、すべてのアウトリーチ活動において得られたフィードバックを考慮する。IASB は、本提案の再審議を今後 2~3 か月のうちに開始することが予想される。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,400 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 182,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。